

中 監 第 2 9 号
令和4年12月16日

中 種 子 町 長 田 淵 川 寿 広 殿
中 種 子 町 議 会 議 長 徳 永 留 夫 殿

中種子町監査委員 利水 幸光
中種子町監査委員 池山 喜一郎

令和4年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び町監査委員条例第2条の規程に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規程により結果について次のとおり報告する。

令和4年度

中種子町一般会計及び特別会計
並びに水道事業会計
定期監査結果報告書

中種子町監査委員

令和4年度 定期監査結果報告

1 監査対象

- (1) 令和4年度 一般会計
- (2) 令和4年度 国民健康保険事業勘定特別会計
- (3) 令和4年度 介護保険事業勘定特別会計
- (4) 令和4年度 後期高齢者医療特別会計
- (5) 令和4年度 水道事業会計

2 監査期間

令和4年10月27日 ～ 11月8日 (6日間)

3 監査実施要領

監査の執行にあたっては、原則として町条例等に基づいて、備え付けの諸帳簿・伝票及び関係書類を検閲し、関係職員の説明を聴取しながら審査を実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められ、住民の福祉の増進に役立っているか。
- (2) 予算計上及び執行等が適正に行われているか。不経済な支出等が行われていないか。
- (3) 本町の健全な発展を図るために努力が続けられているか。
- (4) 組織運営並びに事務の合理化に努めているか。

4 監査結果

原則として、令和4年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の上半期(4月から9月)における状況について監査を行った。なお、関連する事項等があった場合は、前年度についても監査を行うこととした。

総体的には、各会計とも計数は誤りもなく、概ね計画的かつ効率的に執行されていると認められた。

事務処理については、軽微な指摘はあったものの、概ね適正に処理されていることが認められた。前回の指摘事項に対しての取り組み状況についても、全課において改善努力がなされている。

また、受審時の軽微な指摘事項や結果報告については十分認識され、今後とも事務事業には積極的に取り組まれることを期待する。

5 監査結果概要

令和4年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の9月末現在における収支状況は次表のとおりである。関係帳簿・証拠書類等と照合の結果、

何ら違算なく、計数は正確であると確認した。

令和4年度予算の収支状況（9月末現在）

（単位：千円）

| 会 計 | 予算額 | 歳入 (収入額) | 歳出 (支出額) | 差 引 |
|---------------|------------|-------------|-------------|---------|
| 一般会計 | 7,821,850 | 3,159,798 | 2,646,105 | 513,692 |
| (繰越明許費) | 277,465 | 99,565 | 93,063 | 6,501 |
| 一般会計 小計 | 8,099,315 | 3,259,363 | 2,739,168 | 520,194 |
| 国民健康保険特別会計 | 1,430,969 | 496,953 | 424,392 | 72,560 |
| 介護保険特別会計 | 1,299,342 | 513,185 | 484,105 | 29,079 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 158,881 | 49,404 | 48,127 | 1,276 |
| 特別会計 小計 | 2,889,192 | 1,059,543 | 956,626 | 102,917 |
| 水道事業会計(収益的収支) | 327,050 | 101,339 | 58,995 | 42,343 |
| 合 計 | 11,315,557 | 4,420,246 | 3,754,790 | 665,455 |

9月末現在における各会計の収支状況を見ると、事業収入は例年、実績報告後であることから歳出が歳入を上回っていることが多いが、本年度は全ての会計で歳入が歳出を上回っている。

また、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計については、会計間の繰替運用で一般会計から、それぞれ1千万円を繰入をしている。

6 個別意見

(1) 上半期予算執行状況（4月から9月）

歳入の主な予算執行率については、町税全体で61.5%であり、町民税48.7%、固定資産税66.6%、軽自動車税97.8%、町たばこ税61.2%である。

また、地方譲与税26.5%、地方消費税交付金59.5%、地方交付税71.1%の収入率となっている。国庫支出金では本年度についても、コロナ感染症対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,886万8千円を予算計上している。また、物価高騰対策として支援給付金事業も8,188万4千円が補正計上されており、10月以降の収入を予定している。

歳入全体の収入率は40.4%（前年度47.1%）と減少している。

なお、国庫支出金6.8%、県支出金5.6%と低率であるが、建設事業並び、各種事業完了による実績報告後の収入を予定しているためである。

歳出については、執行率（支出負担行為率）は全体で51.7%（前年度53.7%）であり、総務費58.6%（前年度53.0%）、民生費37.9%（前年度35.5%）、衛生費61.1%（前年度62.5%）、農林水産業費51.0%（前年度56.0%）、教育費62.6%（前年度64.2%）と概ね順調に執行されている。商工費27.0%（前年度51.4%）については、地域消費喚起商品券発行事業が補正による事業実施のため低調となっている。

工事関係の執行率は、75.7%（前年度72.9%）で前年同期より増加している。このことについては、河川の浚渫工事・道路改良舗装工事、教育施設等の長寿命化による大規模改修工事の発注が計画的に執行されている。

工事関係については、本町の重要な産業の一つである建設業の活性化を促すうえでも、計画的かつ適切な発注に努めていただきたい。

また、備品購入（一般・学校等）状況については、執行率53.5%（前年度67.8%）となっており、前年度と比べ低くなった。近年の材料不足により各メーカーの製造が進んでいない。また、資材の高騰により販売価格が上昇し、入札が不調に終わることも要因となっている。

（2）滞納繰越金対策

滞納繰越額の収入状況は下表のとおりである。

| 項 目 | 滞納繰越調定額 | 収入済額 | 収入率 | 前年度 収入率 |
|-----------------------|------------|------------|------|------------|
| 町 民 税 （ 個 人 ） | 5,288,920 | 926,861 | 17.5 | 17.6 |
| 町 民 税 （ 法 人 ） | 638,400 | 150,000 | 23.5 | 37.5 |
| 固 定 資 産 税 | 31,090,294 | 3,267,499 | 10.5 | 17.6 |
| 軽 自 動 車 税 | 2,112,515 | 362,315 | 17.1 | 8.8 |
| 小 計 | 39,130,129 | 4,706,675 | 12.0 | 17.5 |
| 公 営 住 宅 使 用 料 | 17,857,925 | 667,900 | 3.7 | 7.0 |
| 公 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料 | 260,640 | 3,200 | 1.2 | 15.0 |
| 国 民 健 康 保 険 税 | 23,119,176 | 4,486,952 | 19.4 | 16.0 |
| 介 護 保 険 料 | 2,952,350 | 102,340 | 3.5 | 9.5 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 費 保 険 料 | 557,200 | 201,900 | 36.2 | 48.1 |
| 上 水 道 使 用 料 | 9,075,060 | 2,768,901 | 30.5 | 37.5 |
| 合 計 | 92,952,480 | 12,937,868 | 13.9 | 16.4 |

本年度のでん粉用甘藷の作柄は、基腐病の被害が発生しており、平年以下の収量となった。また、さとうきびでは9月に非常に強い台風14号が襲来し、大きな被害をうけており調査の結果、中種子町の10a当たり6.7t（昨年度実績7.2t）の収量見込みとなっている。

また、現在の社会情勢は、人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症拡大に加え、ロシアのウクライナ侵攻による物流の混乱や急激な円安の影響により、社会経済は不安定な状況となっている。

このような状況の中、過年度分の徴収状況については、前述の影響により徴収事務は厳しい状況であり、滞納繰越額収入率は13.9%（前年度16.4%）と前年度と比べ減少している。

また、現年度分の徴収率についても、少しでも早い段階から計画的に訪問等を行い、税務課（管理収納係）が中心となり徴収事務の効率化を図り、関係各課連携をとり広報活動や夜間納税相談及び訪問徴収等を継続していただきたい。税負担の公平性の維持と町の財源確保のために収入未済額の縮小に努められたい。

今後も、収納体制を強化するとともに滞納者に対して適切な指導・措置に努め、収入率向上に取り組んでいただきたい。

「滞納金徴収対策本部」を中心に、各課等連携を密にし、なお一層の改善に向けた努力を望むものである。

（3）会計事務処理等

ア 地方自治法の契約方法では、競争性、透明性、経済性等を原則として掲げていることから、例外的に認められている随意契約については安易に行わないよう適正な取り扱いに努められたい。

イ 切手等金券については、受払簿に月毎の集計・検印を行い適切に管理されているが、一部使用されない切手が長く保管されているので、工夫をして使用すること。

ウ 予算執行については、概ね適正に執行されている。今後とも適正な予算・事業計画等を念頭に、早めの予算執行に努められたい。

エ 軽微な事務処理の指摘事項は、その都度改善を求めているが、毎回同様の指摘事項については、チェック機能の不足があると思われる。課長等を中心に改善策を講じること。

（4）財産管理等

町有財産管理については、最も安全かつ有利な方法による有効活用を図られたい。貸与及び使用許可等、その運用を図る際は、財産運用終了後の返却時に不利益を生じることがないように貸付先には慎重に決定されたい。

また、行政財産の使用については、申請、許可、使用料納入等までの管理における書類、システム運用等を万全にするとともに確実な確認体制の構築を図ること。

7 結 び

本町の令和4年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の定期監査については、主として財政運営を中心に、事務・事業及び予算執行並びに会計経理について監査し検討を行った。

各会計とも計数に誤りもなく適正に処理されており、概ね良好であると認められた。

その概要については、前述のとおりであるが、監査時に見受けられた軽微な指摘事項については、その都度、課長等及び担当職員に対して改善又は検討を要望したところである。各課の課長等は、最終的なチェック機能を十分に果たすとともに、職員等への各種事務事業の適正な執行を図るための指導に努めていただきたい。

なお、予算執行にあたっては、計画された事業等の迅速な遂行を図ること。

歳入については、自主財源である税や使用料等の確保は第一と考え、国・県の優位な補助金やあらゆる財源確保に積極的に努められたい。

歳出については、無駄な支出がないよう経費節減に努め、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭におき、町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握し、町民の負託に応える義務があることを再度認識し、なお一層努力されることを望んで結びとする。